

社会福祉法人大泉きくみ会

役員・評議員等報酬規程

【目的】

第1条 この規程は、社会福祉法人大泉きくみ会の役員及び評議員、評議員選任・解任委員の報酬等について定めるものである。

【定義】

第2条 本規程でいう役員とは、理事、監事をいう。

2. 報酬は、法人と委任関係にある役員及び評議員、評議員選任・解任委員の職務執行の対価として支払われるものである。

【理事会及び評議会の出席報酬等】

第2条 理事長及び理事が理事会に出席したときは、別表1により1日分の報酬を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬はこれを支払わないものとする。

評議員が評議員会、評議員選任・解任委員が評議員選定・解任委員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬を支払うことができる。

【役員、評議員、評議員選任・解任委員の勤務報酬等】

第4条 役員、評議員、評議員選任・解任委員が理事会、評議員会、評議員選定・解任委員会出席以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

2. 役員、評議員、評議員選任・解任委員が、理事会、評議員会、評議員選定・解任委員会出席以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

【監事の報酬等】

第5条 監事が理事会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。また、同日にあわせて監事業務を行った場合であっても、本条次項の報酬はこれを支払わないものとする。

2. 監事が理事会出席以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合、また、年度末に会計監査業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

【出張旅費】

第6条 役員及び評議員、評議員選任・解任委員が法人業務のため出張する場合は、別表3により報酬及び旅費等を支給することができる。

2.旅費は実費を支給する。

3.業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給できる。

4.旅費は実情を考慮し、増額することができる。

【兼務役員】

第8条 施設の職員を兼務する役員及び評議員、評議員選任・解任委員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規程を適用することができる。

【改正】

第10条 本規程の改正は、理事会の議決を経なければならない。

付 則

この規程は、平成24年9月27日より適用する。

平成28年12月6日 改定

別表1(日額)

| 名 称 | 報 酬 |
|------------------|---------|
| 理事会出席報酬等 | 3, 000円 |
| 評議員会出席報酬等 | 3, 000円 |
| 評議員選任・解任委員会出席報酬等 | 3, 000円 |

別表2(日額)

| 名 称 | 報 酬 |
|---------------|-----------|
| 理事長業務報酬等 | 3, 000円 |
| 理事業務報酬等 | 3, 000円 |
| 評議員業務報酬等 | 3, 000円 |
| 評議員選任・解任業務報酬等 | 3, 000円 |
| 監事監査指導報酬等 | 5, 000円 |
| 監事年度末会計監査報酬等 | 100, 000円 |

別表3(日額)

| |
|-----|
| 旅 費 |
| 実 費 |